動物用医薬品

指定

2021年6月 改訂(第5版)

貯法	気密容器

承認指令書番号	30動薬第2293号
販売開始年月	2001年6月

指定医薬品 使用基準

水産用エリスロマイシン20%「バイオ」

（マクロライド系抗生物質製剤）

【成分及び分量】
本剤1g中

有効成分	含量
エリスロマイシン	200mg(力価)

【効能又は効果】
エリスロマイシン感受性菌に起因する下記疾病魚類の死亡率の低下。
すずき目魚類 ： 連鎖球菌症

【用法及び用量】
魚体重1kg当たり1日量として本剤0.125～0.25g〔エリスロマイシンとして25～50mg(力価)〕を配合飼料等に混合した後、餌料に均一に混ぜて5日間投与する。

【使用上の注意】
（基本的事項）

1. 守らなければならないこと。

（一般的注意）

(1) 本剤は、すずき目魚類の連鎖球菌症を治療するために使用し、すずき目魚類以外の魚又は動物には使用しないこと。
(2) 本剤は、必要量以上使用してもその治療効果は変わらないことから、本使用説明書の【用法及び用量】に従って正しく使用すること。
(3) 本使用説明書の【用法及び用量】に定められている期間使用した後は、治療の効果の有無にかかわらず、本剤の使用を中止し、繰り返し使用しないこと。
(4) 本剤は、病気の治療に必要な最小限の期間の使用に止めることとし、病気が治まった後は使用しないこと。
(5) 本剤は指導機関(家畜保健衛生所、魚病診断総合センター、水産試験場等)に相談の上使用すること。
(6) 本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

（使用者に対する注意）

(1) 餌等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないよう注意すること。
(2) 本剤の取扱い時には、防護メガネ、マスク、手袋、作業着等を着用すること。

【本質の説明又は製造方法】
水産用エリスロマイシン20%「バイオ」はエリスロマイシンを主成分とする散剤である。Streptomyces erythreusの培養液から分離抽出されたマクロライド系抗生物質で、グラム陽性菌、一部のグラム陰性菌に抗菌作用を示す。エリスロマイシンは経口投与により吸収され、各臓器・組織に広く分布し、特に肝、腎、脾へ高濃度に移行する。

（すずき目魚類に関する注意）

(1) 海水中への散逸を防止するため、魚が確実に摂取する量の飼料等に混じて投与すること。

（取扱い及び廃棄のための注意）

(1) 本剤は、よく振り混ぜてから使用すること。
(2) 使用済みの空容器等は地方公共団体の条例等に従い適切に処分し、他に流用又は転用しないこと。
(3) 本剤を数回に分けて使用することが予測される場合、開封後は袋の口を折り曲げて保管するか、袋の口をシーラーで止めて湿気や異物の混入を防ぐこと。
(4) 本剤の色に異常が認められた場合には使用しないこと。
(5) 本剤は、直射日光、高温及び多湿を避けて保管すること。
(6) 誤用を避け、品質を保持するため、本剤を他の容器に入れかえないこと。
(7) 本剤は、小児の手の届かないところに保管すること。

2. 使用に際して気を付けること。

（使用者に対する注意）

(1) 誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
(2) 本剤が眼に入った場合には、直ちに水でよく洗い流し、医師の診察を受けること。
(3) 本剤の有効成分であるエリスロマイシンには、起炎性があるとの報告があることから、取り扱いに際しては眼や皮膚に付着しないよう注意すること。

【包装】
10kg(1kg×10分包)

【製品情報のお問い合わせ先】
バイオ科学株式会社
〒779-1292 徳島県阿南市那賀川町工地246番地1
TEL (0884)42－3090

注意－本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の４の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、すずき目魚類について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

すずき目魚類 ：食用に供するために水揚げする前30日間

製造販売業者
バイオ科学株式会社
徳島県阿南市那賀川町工地246番地1

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報のお問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所
(http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html)にも報告をお願いします。